

平成 27 年 5 月 8 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2 件  
(うち電気ストーブ(カーボンヒーター) 1 件、  
リチウム電池内蔵充電器(モバイル機器用) 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 6 件  
(うちリモコンアダプタ(照明器具用) 1 件、エアコン(室外機) 1 件、  
水槽用サーモスタット付ヒーター 1 件、ドア(浴室用) 1 件、  
水筒(ステンレス製) 1 件、踏み台(アルミニウム合金製) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、清重  
電 話 : 03-3507-9204 (直通)  
F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500080	平成27年4月16日	平成27年4月30日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	EMH-90	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201500081	平成27年4月4日	平成27年4月30日	リチウム電池内蔵充電器(モバイル機器用)	G-B201W	株式会社WORLDARX(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは4月21日

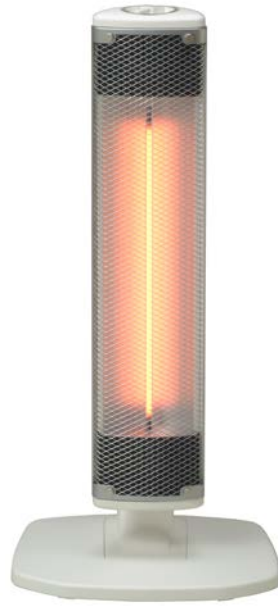
### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201500082	平成27年3月21日	平成27年4月30日	リモコンアダプタ(照明器具用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは4月22日
A201500083	平成27年4月20日	平成27年4月30日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から10年以上経過した製品
A201500084	平成27年4月16日	平成27年4月30日	水槽用サーモスタット付ヒーター	火災	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201500085	平成27年2月	平成27年5月1日	ドア(浴室用)	重傷1名	幼児(3歳)が浴室から脱衣所に出る際に転倒し、当該製品の下端レールに右足を打ち付け、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは4月24日
A201500086	平成27年3月5日	平成27年5月1日	水筒(ステンレス製)	重傷1名	当該製品からお湯がこぼれ、乳児が足に火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは4月22日
A201500087	平成27年3月12日	平成27年5月1日	踏み台(アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、左手を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは4月27日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

電気ストーブ（カーボンヒーター）（管理番号：A201500080）



リチウム電池内蔵充電器（モバイル機器用）（管理番号：A201500081）

